

## 大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令案の概要

### 1. 趣旨

中央環境審議会の「石綿の飛散防止対策の更なる強化について（中間答申）」（以下「答申」という。）を受け、石綿の飛散を防止する対策の強化を図り、人の健康に係る被害を防止するため、大気汚染防止法の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 58 号。以下「改正法」という。）が平成 25 年 6 月 21 日に公布され、大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号。以下「法」という。）について以下の事項が改正された。

- （1）特定工事の実施の届出義務者の変更
- （2）解体等工事の受注者への事前調査、調査結果の説明や掲示の義務付け
- （3）都道府県知事等による立入検査等の対象拡大

また、答申において、集じん・排気装置等の性能を確保することについて検討する必要があるとされたため、アスベスト大気濃度調査検討会において、建築物の解体等現場における大気中の石綿測定方法、測定結果の評価方法等に関する技術的な検討を行い、平成 25 年 10 月にその結果を取りまとめた。

以上を踏まえ、大気汚染防止法施行規則（以下「施行規則」という。）の改正を行うものである。

### 2. 改正案の概要

施行規則について以下のとおり改正する。

- （1）特定粉じん排出等作業の実施の届出の添付資料に記載する事項について（改正法による改正後の法（以下「新法」という。）第 18 条の 15 第 3 項関係）

施行規則第 10 条の 4 に規定する新法第 18 条の 15 第 3 項の環境省令で定める事項について、注文者の氏名又は名称並びに届出をする者の現場責任者の氏名及び連絡場所を削除し、特定工事を施工する者の現場責任者の氏名及び連絡場所を規定する。

- （2）特定工事に該当しないことが明らかなものとして環境省令で定める建設工事について（新法第 18 条の 17 第 1 項関係）

新法第 18 条の 17 第 1 項の環境省令で定める特定工事に該当しないことが明らかな建設工事として、以下の建設工事を規定する。

- ・平成 18 年 9 月 1 日以後に新築の工事に着手した建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事であって、当該建築物等以外の建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴わないもの
- ・建築物等のうち平成 18 年 9 月 1 日以後に改築又は増築の工事に着手した部分を改造し、又は補修する作業を伴う建設工事であって、当該部分以外の部分を改造若しくは補修し、又は当該建築物等以外の建築物等（平成 18 年 9 月 1 日以後に新築の工事に着手した建築物等を除く。）を解体し、改造し、若しくは補修する作業を伴わないもの

- （3）解体等工事に係る説明の時期について（新法第 18 条の 17 第 1 項関係）

新法第 18 条の 17 第 1 項の説明は、解体等工事の開始の日（当該工事が特定

工事に該当し、かつ、当該工事に係る特定粉じん排出等作業が当該工事の開始の日から 14 日以内に行われる場合は、当該作業開始の日の 14 日前) までに行うこととする。ただし、災害その他非常の事態の発生により解体等工事を緊急に行う必要がある場合は、速やかに行うものとする。

- (4) 新法第 18 条の 17 第 1 項に基づく説明に関する同項前段の環境省令で定める事項について (新法第 18 条の 17 第 1 項関係)

新法第 18 条の 17 第 1 項前段の環境省令で定める事項として、調査を終了した年月日、調査方法、調査結果を規定する。

- (5) 新法第 18 条の 17 第 1 項に基づく説明に関する特定工事に該当する場合に書面に記載する事項について (新法第 18 条の 17 第 1 項関係)

新法第 18 条の 17 第 1 項後段の環境省令で定める事項として、以下の事項を規定する。

- ・ 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要、配置図及び付近の状況
- ・ 特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要
- ・ 特定工事を施工する者の現場責任者の氏名及び連絡場所
- ・ 下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所

- (6) 解体等工事に係る掲示の方法について (新法第 18 条の 17 第 4 項関係)

新法第 18 条の 17 第 4 項の規定による掲示は、掲示板を設けることにより行うこととする。

- (7) 解体等工事に係る掲示の内容について (新法第 18 条の 17 第 4 項関係)

新法第 18 条の 17 第 4 項の環境省令で定める事項として、以下の事項を規定する。

- ・ 調査を終了した年月日
- ・ 調査方法
- ・ 特定工事に該当する場合は、特定建築材料の種類

- (8) 作業基準について (法第 18 条の 14 関係)

- ① 施行規則第 16 条の 4 第 1 号を改正し、特定粉じん排出等作業を行う場合に掲示する事項について、「現場責任者の氏名及び連絡場所」を削除し、以下の事項を追加する。

- ・ 特定工事を施工する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ・ 特定工事を施工する者の現場責任者の氏名及び連絡場所

- ② 施行規則別表第 7 を改正し、前室の設置及び集じん・排気装置の使用が義務付けられている作業について、以下の事項を追加する。

- ・ 作業開始前に、前室が負圧に保たれていることを確認し、異常が認められた場合は、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講じること。

- ・作業開始前に、使用する集じん・排気装置が正常に稼働することを使用する場所において確認し、異常が認められた場合は、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講じること。
- ・作業開始後速やかに、使用する集じん・排気装置の排気口において、粉じんを迅速に測定できる機器を用いることにより、集じん・排気装置が正常に稼働することを確認し、異常が認められた場合は、直ちに集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講じること。
- ・これらの確認をした年月日、確認方法、確認結果、確認した者の氏名及び確認結果に基づいて補修等の措置を講じた場合は、当該措置の内容を記録し、その記録を特定粉じん排出等作業が終了するまでの間保存すること。

(9) 特定粉じん排出等作業の実施の届出の様式について（新法第 18 条の 15 第 1 項及び第 2 項関係）

様式第 3 の 4 を別紙のとおり改正する。

(10) 解体等工事に係る説明の時期に関する経過措置について（法第 30 条の 2 関係）  
この省令の施行の際現に施工中の解体等工事については、新法第 18 条 17 第 1 項の説明は、この省令の施行後速やかに行うこととする。

### 3. 施行日

改正法の施行の日